

第百四十五回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第 二 号

平成十一年二月二日(火曜日)
午前九時二十分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君

理事 鴨下 一郎君

理事 日野 市朗君

理事 小池百合子君

飯島 忠義君

大石 秀政君

河井 克行君

桜井 新君

下村 博文君

中野 正志君

渡辺 具能君

綿貫 民輔君

末松 義規君

中川 正春君

大口 善徳君

並木 正芳君

鈴木 淑夫君

佐々木憲昭君

横光 克彦君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

委員外の出席者

大蔵委員会専門員 藤井 保憲君

委員の異動

二月二日

辞任

河野 太郎君

補欠選任

大村 秀章君

第一類第五号

大蔵委員会議録第二号 平成十一年二月二日

理事 衛藤征士郎君

理事 上田 清司君

理事 石井 啓一君

江渡 聡徳君

大村 秀章君

栗本慎一郎君

桜田 義孝君

橋 康太郎君

古屋 圭司君

渡辺 博道君

海江田万里君

玉置 一弥君

山本 孝史君

谷口 隆義君

若松 謙維君

西田 猛君

矢島 恒夫君

同日

辞任

飯島 忠義君

江渡 聡徳君

大村 秀章君

橋 康太郎君

古屋 圭司君

渡辺 喜美君

飯島 忠義君

補欠選任

渡辺 喜美君

砂田 圭佑君

平沼 赳夫君

村上誠一郎君

渡辺 喜美君

一月二十九日

消費税の減税に関する請願(吉井英勝君紹介)

(第二号)

消費税率を3%に戻すことに関する請願(金子満広君紹介)

(第三号)

同(佐々木憲昭君紹介)

(第四号)

同(古堅実吉君紹介)

(第五号)

同(石井郁子君紹介)

(第四一〇号)

同(大森猛君紹介)

(第四二〇号)

同(金子満広君紹介)

(第四三〇号)

同(木島日出夫君紹介)

(第四四〇号)

同(児玉健次君紹介)

(第四五〇号)

同(数田恵二君紹介)

(第四六〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)

(第四七〇号)

同(佐々木陸海君紹介)

(第四八〇号)

同(志位和夫君紹介)

(第四九〇号)

同(瀬古由起子君紹介)

(第五〇〇号)

同(辻第一君紹介)

(第五一〇号)

同(寺前巖君紹介)

(第五二〇号)

同(中路雅弘君紹介)

(第五三〇号)

同(中島武敏君紹介)

(第五四〇号)

同(中林よし子君紹介)

(第五五〇号)

同(春名真章君紹介)

(第五六〇号)

本起草案は、平成十年度に政府等から交付される緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなすこととしたしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしたしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約三億円と見込まれております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○村井委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。大蔵大臣宮澤喜一君。

○宮澤國務大臣 この法律案につきましては、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○村井委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の議決に付し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村井委員長 起立総員。よって、本案は委員会

提出法律案とするに決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前九時二十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農
確立助成補助金等についての所得税及び法人
税の臨時特例に関する法律案

平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営
農確立助成補助金等についての所得税及び
法人税の臨時特例に関する法律

〔所得税の特例〕

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする
る農業協同組合連合会から平成十年度の緊急生
産調整推進対策水田営農確立助成補助金の交付
を受けた場合及び全国の区域を地区とする農業
協同組合連合会から平成十年度の米需給安定対
策に係る事業（農業者の拠出金及び政府から交
付を受けた米需給安定対策費から成る資金から
米穀の生産調整の実施の態様に応じて補償金を
交付する事業をいう。以下同じ。）に基づく補償
金の交付を受けた場合には、当該個人の平成十
年分の所得税については、その交付を受けた緊
急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金の
金額及びその交付を受けた補償金の金額のうち
当該個人に係る米需給安定対策費の金額に相当
する金額として大蔵省令で定める金額の合計額
（以下この条において「補助金等の金額」とい
う。）は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）
第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収

入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつ
た農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定
めるものの額は、その交付を受けた補助金等の
金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得
に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

〔法人税の特例〕

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九
号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、
政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合
連合会から平成十年度の緊急生産調整推進対策
水田営農確立助成補助金の交付を受けたもの及び
全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
から平成十年度の米需給安定対策に係る事業に
基づく補償金の交付を受けたものが、その交付
を受けた日の属する事業年度においてその受け
た緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助
金の金額及びその受け取った補償金のうち当
該法人に係る米需給安定対策費の金額に相当す
る金額として大蔵省令で定める金額の合計額
（次項において「補助金等の金額」という。）をも
つて固定資産の取得又は改良をした場合におい
て、その固定資産につき、その取得又は改良に
充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理
により減額し、又は当該金額以下の金額を政令
で定める方法により経理したときにおける法人
税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用
については、政令で定めるところにより、その
減額し又は経理した金額に相当する金額は、当
該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に
算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項
の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助
金及び米需給安定対策に係る事業に基づく補償
金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業
年度開始の日からその交付を受けた日以後二年
を経過する日までの期間内に、その受け取った補
助金等の金額をもって固定資産の取得又は改良を
した場合について準用する。この場合において
必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成十年度に政府等から交付される緊急生産調
整推進対策水田営農確立助成補助金等について、
個人についてはこれを一時所得に係る収入金額と
し、法人については圧縮記帳の特例を設けること
により、それぞれその負担を軽減する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三億円であ
る。

平成十一年二月五日印刷

平成十一年二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K